

3. 周産期医療体制整備事業

地域において高度専門的な周産期医療を効果的に提供する体制を確保するとともに、各医療機関の機能分担の確立により府民が安心して妊娠・出産できる体制の整備を促進するため、下記事業を実施している。

(1) 周産期医療体制整備事業

- ① 周産期緊急医療体制整備事業（大阪府医師会に委託）
周産期医療ネットワーク整備や周産期医療関係者に対する研修等の実施
- ② 周産期緊急医療体制確保事業（大阪府医師会を通じて助成）
NMCS（新生児診療相互援助システム：27医療機関）及びOGCS（産婦人科診療相互援助システム：34医療機関）に参画している医療機関に対し活動実績に応じて助成。

※活動実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
NMCS 搬送等 受入件数	1,071件	1,089件	1,112件
OGCS 搬送等 受入件数	1,956件	1,973件	1,906件
合 計	3,027件	3,062件	3,018件

(2) 産婦人科救急搬送体制確保事業

搬送先選定に苦慮する「かかりつけ医のない妊婦等」の救急搬送受入体制を整備するため、府内を3地域に分け、当番制により受入担当病院を確保する。

※活動実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
北部	214件	193件	163件
中部	804件	739件	580件
南部	120件	89件	65件
合 計	1,138件	1,021件	808件

(3) 周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業

母体や胎児が危険な状態にある妊産婦の集中治療室を有する専門医療機関に速やかに搬送するためコーディネーターを設置。

※活動実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業日数	365日	366日	365日
調整件数	78件	62件	99件